

「放送法遵守義務確認請求裁判」の公正な判断を求める要請決議を奈良地裁に提出

2018年8月23日

8月21日9時 標記要請決議を奈良地裁担当書記官に手渡し懇談をした。

本要請決議は、7月21日～7月23日に開催された日本国民救援会第59回全国大会において決議されたものである。日本国民救援会奈良県本部が奈良地裁に提出するに当たり、NHK問題を考える奈良の会も同行し、それぞれ要請意見を表明した。

事前に電話で、裁判官に直接面会して手渡し懇談したい旨の連絡をしていたが、本裁判の担当書記官1名と総務課員と思われる職員1名が、カウンター越しでの対応をした。

当方は日本国民救援会奈良県本部3名、NHK問題を考える奈良の会3名が参加した。

決議執行文と要請決議を手渡し、趣旨説明を行い、担当裁判官に伝えるよう要請した。書記官は、今回の要請決議を裁判官に確かに伝える。しかしこれを裁判官が読むかどうかは裁判官の判断によると述べた。

参加者全員が今回の要請に当たって、それぞれ意見を述べた。意見の要点は次のとおり。

- ① 放送法4条を守って公正・公平な放送をすることは民主主義を守り・発展させる上で重要であるとの認識で、国民救援会として本裁判に注目している。要請決議を真摯に受け止め、公正な判断を強く要請する。
- ② これまでの18回に及ぶ口頭弁論で、NHKは原告の主張に対し1回の答弁書のみで、反論せず沈黙してきた。裁判官はNHKの反論を促し、議論がかみ合う審理を進めてほしい。
- ③ 本裁判は、視聴者が原告になってNHKを訴えるという全国的に珍しい裁判である。戦前・戦中にはNHKは大本営発表に加担したという歴史があり、NHKが再びそのような事態になることが危惧される。公正な判断をお願いする。
- ④ NHK側の反論を促し、公正な審理・判断をお願いしたい。
- ⑤ 4月に裁判官が代わって、前回7月9日の口頭弁論では、NHKに反論するよう裁判官が求めた。実現することを期待したい。
- ⑥ 今後証人の申請、証人尋問が行われると思われる。原告側からの証人申請に対し多くの証人を採用し、原告側の主張を十分聴いてほしい。

その他の話題として、これまでの裁判で、弁論終了後裏庭で弁護団が傍聴者への短時間の報告を行った際に、職員による制止があったことについて、抗議をした。庁舎管理規定に従っての制止行動であるとの説明に対し、地裁として部屋を用意するなど何らかの便宜を図るべきではないかと要求した。書記官は、地裁には「一般待合室」、「弁護士控室」があり、そこであれば使えると説明した。帰途これらの部屋を確認したところ、一般待合室は狭く、弁護士控室はパーティションで仕切られ、複数のグループが利用できるようになっており、1グループが占有して使えるかどうかは、その時々の状況によるとのことであった。

地裁に要請するに先立ち、地裁前で本裁判についてのビラを出勤途上の地裁職員、一般通行者に約50枚配布した。

添付書類

- ✚ 放送法遵守義務確認請求裁判の公正な判断を求める要請決議
- ✚ 決議執行「日本国民救援会第59回全国大会の決議の執行にあたって」
- ✚ ビラ
- ✚ ビラ配布写真

以上